

令和4年 下呂市農業委員会第11回総会議事録

開催日時	令和4年11月7日	14:00~16:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室	
出席委員	2番 上野 耕正 5番 熊崎 みどり 8番 中川 元宏 11番 二村 昭司 14番 鎌倉 誠也 18番 二村 正明 21番 金森 茂俊 24番 日下部 道男	3番 大森 公治 6番 中島 義彦 9番 中川 輝男 12番 小林 寿 15番 中島 尊治 19番 熊崎 徹 22番 中島 義雄 25番 井戸 克彦
		4番 嶋田 浩 7番 林 忠助 10番 田中 覚章 13番 川口 太三 17番 中島 次郎 20番 中桐 由起子 23番 中島 悠 26番 杉山 裕
欠席委員	1番 山下 康子	16番 福井 順也
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 51号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 52号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について 議事 55号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第11回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 4番 嶋田 浩 委員 5番 熊崎 みどり 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第51号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。事務局説明をお願いします。 【事務局説明（別紙のとおり）】	

会 長 ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請2件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

【委員説明（別紙のとおり）】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番 貝洞新田で田を引き受けた人が草刈りをちゃんとしてくれないと地元から苦情が入っている。今回の譲受人は移住されるので大丈夫かと思うが。

24番 また会ったときに言っておきます。笹洞については草刈りは市外に居住している人にも指導していますので、同様に指導していきます。

会 長 その他ご意見、ご質問はございますか。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第52号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の3ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

【事務局説明（別紙のとおり）】

会 長 ただいま説明がございました農地法第5条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

【委員説明（別紙のとおり）】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 議題第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明（別紙のとおり）】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について別紙のとおり配分計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明（別紙のとおり）】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

11番 Iさんは、自分の土地が自分に配分されるということ？

事務局 貸付けした土地が自分のところに配分されています。このことについては農畜産公社に確認し、問題ないとの回答は得ています。

会 長 その他ご意見、ご質問はございますか。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
15番は当該配分計画の対象者ですので、428～433番については15番を除いた委員で行います。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案428～433番を除く計画の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

つづきまして、428～433番について採決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案428～433番についての意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】※15番を除く

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

議題第55号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。

【市担当者により議案読み上げ】

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番

菅田の太陽光については、雨水については地元と合意しているのか。昨年除外した案件については中止になったそうだ。

担当者

そういった問題は耳に入っていない。

24番

土地所有者はこの近くに住んでいる。この場所は市道に近いですが、周囲に人家もなく、農地を含め周囲は申請者の自己所有地です。

事務局

この申請地のほか、他地目の周囲の土地と合わせて一体的にパネルがつきます。ただし、山林の伐採予定はありません。

5番

太陽光の設置方法によって雨水に影響しませんか。私の地区の案件では、一つの水路に雨水排水が集約されていくため、できるだけ自然浸透しやすいよう防草シートなども貼らず、傾斜もかえず、パネル間の距離も離して設置する計画です。
市としても雑種地課税になるので悪い話ではないですし、大雨は心配ですがこのままではどうしようもないのでただ荒れていくのもどうかと…

4番 排水路に影響する物にはそもそも許可しないはず。考えなしでやっていて、何かあったときに何の罰則もないのか。排水はきちんとしてもらわないと。自然浸透はもちろん。

6番 開発協議は除外の後か？除外の段階ではそこまで議論のしようがない。

事務局 会長が心配されているのは、農業委員がどれだけ責任を取るかというところでは。農地としてどれだけ活用できるのかなどを審議する場であって、責任を取るというものではないのでは。あくまで計画は市が作成するもので、農業委員会は意見を求められているのであり。排水計画については開発協議でも議論されるものです。

4番 ただ、開発協議を待っていては遅い。農振除外については、意見を付けたほうがいいのでは。

事務局 では、農業委員会の意見に「排水計画においては周辺への影響を及ぼさないよう注意すること」といった一文を入れるということによろしいでしょうか。

【賛成の声あり】

21番 開発協議と除外を平行にできないのか。開発協議の担当者の動きが遅いのでは。

事務局 農振除外と農地転用はセットで出てくると考えられるため、皆様が慎重になるのはわかりますが、行為自体を審議する農地転用と、計画の変更について意見をする農振除外とは切り離して考える必要もあるのではないのでしょうか。農振除外に開発協議を条件とするかどうかはよく考える必要があると思います。

6番 開発協議と転用行為については審議するが、農振除外は計画の変更であって、開発協議をセットにしているのか。

担当者 排水については、農振についても突き詰めていく必要がある問題ではあると考えます。開発協議とは関係なく。

事務局 道路への影響などは、農業委員会から付すべき意見とすこしずれているのでは。

21番 責任の所在を農業委員会が求められないか。農業委員会は活用できる農地は活用していくものなので、一概に反対はしない。しっかりやってくれれば。ただ、現状開発協議が頼りないという思いもあり、不安に感じている。

事務局	今回は売電業者が行う太陽光であるため、営利目的ですので適正な管理が行われるのではないかと考えます。
6番	やはり、排水等についてしっかりしてもらおう、ということしか意見のしようがないのでは。
15番	13番については、真ん中の道はどうか。
担当者	分筆して道路部分を市に寄付するとのことでした。
15番	そもそも道が真ん中を通っていることはいいのか。
事務局	元々が農道であった可能性もありますが、古いものであり経緯がわかりませんでした。市においては、そのような案件を未登記市道として長年の課題としており、是正に取り組んでいるところです。
会 長	そのほかご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、15番を除き原案の通り決めるにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
24番	15番は太陽光の会社の従業員が地元にいる。地元としてはこの農地はどうしようもないので、管理してほしいと太陽光とした。排水についての問題はありますが、地元としては誘致したような恰好ですので、理解してほしい。
9番	農振除外については農委の決定ではない。事務局が意見としてまとめたものを提出するだけでは？
21番	排水についてはしっかりしてほしいというのは意見として伝えたい。その他意見はございますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、15番については雨水排水計画に十分注意するよう意見を付することと決めるにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第11回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

第11回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

申請案件につきましては以下の通りです。

議案、申請書をよく読み、当日案件説明をお願いいたします。

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
	<p>議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が1件提出されています。</p>		
1	<p>番号1については、農振農用地です。 譲渡人は県外に居住しており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、295.78aとなります。</p>	5番 熊崎みどり	<p>3条1番について説明します。場所は萩原町四美で、****へ向かってバイパスを渡ったあたりの農地です。 譲渡人は申請地を相続しましたが、現在この付近に居住しておらず管理ができないため、隣接する土地に居宅を建築する予定の譲受人が畑として利用したいため許可を求めるものです。 譲受人には地域の担い手であり、農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
2	<p>番号2については、田1筆が農振農用地です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は19.64aとなります。</p>	24番 日下部道男	<p>3条2番について説明します。場所は金山町菅田笹洞で、****の付近です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため、このたび生家である住宅とともに周辺の農地を売却し、譲受人はこれを買って移住し農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況については問題ありません。周辺地域との支障等については、今後集落営農や担い手による集積に支障が発生する懸念がある場合は地域の意向に協力することであり、譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>		

(農地法第5条)

	事務局説明	担当委員説明
	<p>議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、店舗等施設が1件の計3件。面積については畑805㎡です。</p>	
<p>1</p>	<p>番号1については、申請地を譲り受け一般個人住宅の薪置場と駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>19番 熊崎徹</p> <p>5条1番について説明します。申請地は保井戸で、バイパスの南側、****の上段付近です。 譲渡人は市外に居住しており管理が難しいため譲渡を希望し、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、薪置場や駐車場、こどもの遊び場として利用したいため転用許可を求めるものであります。なお、申請地は既に農地性はないことから始末書が添付されております。 隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。</p>
<p>2</p>	<p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、都市計画法における用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>18番 二村正明</p> <p>5条2番について説明します。申請地は森で、阿多野谷を雨情公園沿いに大洞方面へ上っていく途中の農地です。 畑の奥に譲受人の住宅があり、これまでも畑の一部を通行していたのですが、この度必要分を分筆して譲渡されることとなり、転用許可を求めるものであります。 進入路に当たる当該申請地については既に農地性が失われていることから始末書が添付されています。 隣接する農地は申請者のもののみであることから、問題は無いと思われます。</p>
<p>3</p>	<p>番号3については、申請地を譲り受け、民泊施設の庭として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、500m以内に金山中学校・金山振興事務所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	<p>26番 杉山裕</p> <p>5条3番について説明します。申請地は****の隣です。 申請地は、住宅の裏手にある狭小な農地であり、譲渡人は現在県外に居住しており管理ができないため譲渡を希望しています。譲受人は申請地に隣接する住宅を取得し民泊として営業を希望しており、宿泊客がBBQなどを行うための庭として転用許可を求めるものであります。 隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。</p>
	<p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>	

(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について)

事務局説明

議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。
今回は、使用貸借契約が198件提出されています。

利用権設定番号1～198については全て、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき新たに利用権を設定するものであります。
これまでも一部は過去に利用権設定がありましたが、利用権の期限が切れていることや、新たに利用権設定を希望される農地があったため、まとめて集積するものです。
面積は475,358㎡で、うち乗政の三ツ石地区については土地改良事業に伴うものです。全て使用貸借契約です。
以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。

(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について)

事務局説明

議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について説明いたします。
農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。
議案のA3の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回は権利設定が441筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく利用配分計画案となっています。借受希望農業者は、法人・個人合わせて6名が借り受ける計画です。

次に今後のスケジュールについて説明します。
本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出し、県で正式に承認され、12月28日から権利移転されることとなります。
以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。